

新たなインバランス料金制度を踏まえた 収支管理のあり方等について

第50回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和2年9月8日(火)



今回ご議論いただきたい内容

- 前回会合において、2022年度以降においては、一般送配電事業者が需給調整業務の実施状況やインバランス収支に関する詳細な情報を公表することとし、具体的に、どのような情報をどのような頻度で公表することが考えられるか、一般送配電事業者から提案してもらうこととした。
- 今回、一般送配電事業者からの提案を踏まえた情報公表の内容及び公表頻度等について、ご議論いただきたい。

参考:情報公表内容及び公表頻度について

- 前述の通り、2022年度以降、インバランス収支の過不足について託送料金を通じて調整することとした場合、その収支の適正性を確保するとともに、一般送配電事業者における需給調整業務の透明性を高めることがより一層重要になると考えられる。
- 例えば英国では、託送収支に相当する財務情報を毎月公表し、また、インバランスの発生状況や 調整力の発動状況等を含め、需給調整業務に関する詳細なレポートを毎月公表している。
- 我が国においても、2022年度以降においては、一般送配電事業者が需給調整業務の実施状況やインバランス収支に関する詳細な情報を公表することが適当ではないか。
- 具体的に、どのような情報をどのような頻度で公表することが考えられるか、一般送配電事業者から提案してもらうこととしたい。

一般送配電事業者からの提案に対する評価①

- 需給調整業務の実施状況等に関する情報公表については、その公表目的を踏まえると、 基本的にはインバランス収支の諸元となる情報を提供するのが適当であり、具体的には 以下の項目を公表することで必要な情報は概ね網羅されるものと考えられる。
- 今回の一般送配電事業者からの提案には、これらの項目が含まれていることから、情報 公表項目については、妥当と考えられる。

需給調整業務の実施状況等に関し必要な情報公表項目

調整力の調達

調整力の広域運用

調整力のエリア内運用

需給調整市場の<u>落札結果などの</u> 情報公表については、約定処理を 行った当日の17時頃を目途に公 開することとしている。 実需給20分前までに予測されたインバランスは、広域需給調整システムにより9エリア分集計され(インバランスネッティング)、全エリアの調整力をkWh価格の安いものから運用。(広域メリットオーダー)

実需給20分前までに予測できなかったインバランスや時間内変動への対応は、各エリアごとに自エリアの調整力を用いて対応。(エリアごとのメリットオーダー)

※公表は、30分コマ単位 ユニットが特定される場合は、当該コマ のコスト・単価は非公表 メリットオーダーについては、詳細次頁

- 1. 広域需給調整業務に関する情報
 - 各一般送配電事業者が実需給20分前 までに予測したインバランス量
 - インバランスネッティング量・コスト・単価
 - 広域運用調整力の稼働(上げ・下げ) 量・コスト・単価

- 2. エリア内需給調整業務に関する情報
 - 各一般送配電事業者が実需給20分前までに予測できなかったインバランス量
 - インバランス対応分の調整力の稼働 (上げ・下げ)量・コスト・単価
- 3. 電源 I '等に関する情報
 - 電源 I'、緊急時確保自家発の稼働 量・コスト・単価
 - 電源 I ′ 等の稼働前後の予備率

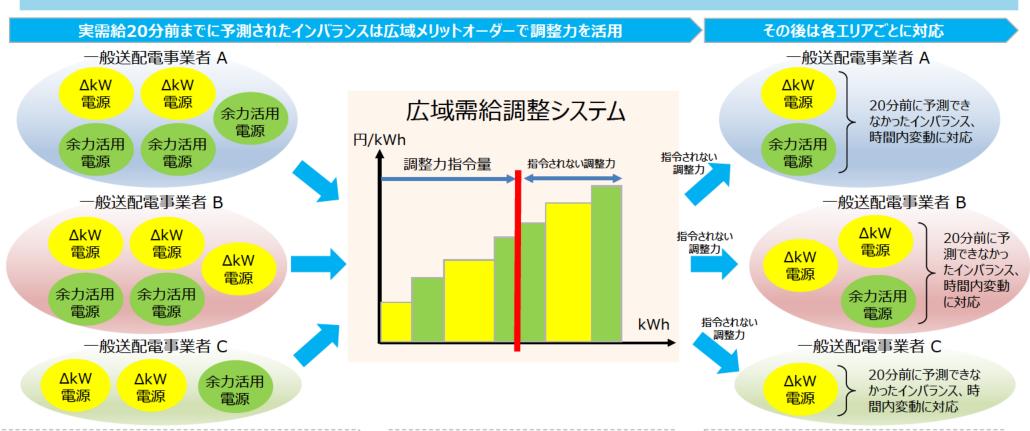
一般送配電事業者からの提案に対する評価②

- 情報公表の頻度については、月1回の公表が提案されており、これは、現在、当委員会事務局が公表している「一般送配電事業者が指令した調整力の電力量価格及び電力量」と同じ頻度であり、本提案では現在よりも詳細な情報公表を行うことを踏まえれば、妥当と考えられる。
- 情報公表のタイミングについては、実需給の翌月に公表することが提案されているが、公表頻度が月1回であることを踏まえれば、合理的な設定であると考えられる。
- なお、需給調整業務の適正性を確認するデータとして、調整力のメリットオーダー情報を 公表することも必要ではないかと考えられる。この点は、現在、需給調整市場における価格規律のあり方で議論されているように、調整力のkWh価格については、ケースによって 限界費用での登録を求めている。需給調整市場開始当初は、旧一電(発電・小売) による応札が大半であることを想定すると、エリア内の需給調整業務において、調整力の メリットオーダーを公表することにより、個社の電源の価格情報が明らかになる可能性が 高いことから、当面は非公表とすべきである。
- 以上を踏まえると、当初の情報公表内容として、今回の提案は妥当と考える。

参考:2021年度以降の調整力の運用について

2020年6月 第48回制度設計 専門会合 資料7

- 各一般送配電事業者が実需給の20分前までに予測したインバランス量については、広域需給調 整システム(KJC)により9ェリア分が集計され、全エリアの調整力をkWh価格の安いものから活 用して対応。(広域メリットオーダー)
- その後、実需給断面における、20分前に予測できなかったインバランスや時間内変動への対応は、 各エリアごとに自エリアの調整力を用いて対応。(エリアごとのメリットオーダー)



1.一次及び二次調整力①に相当する調整力のうち自エリアで活用 する調整力を決定。

※二次②相当は、2023年度からKJCに登録

2.自エリアのインバランス予測量と1.以外の調整力をKJCに登録。

各エリアのインバランス予測量を合計し、必要な量だけ KJCに登録された調整力から、広域メリットオーダーで指令。

- 1.KJCの指令に基づき調整力を稼働。
- 2.KJCに指令又は登録されなかった調整力は、20分前 に予測できなかったインバランス、時間内変動に対応。 6

参考:現状の調整力のkWh価格情報等の公表について

● 電力・ガス取引監視等委員会は、調整力のkWh価格及び電力量に関する情報をホームページ上で毎月、公表している。

一般送配電事業者が指令をした調整力の電力量(kWh)価格

(単位:円/kWh)

		上げ	(出力増)	を指令した	価格			上げ・下 げ絶対値					
	週ごとの最高価格			週ごとの加重平均価格			週;	ごとの最低値	西格	週ご	の		
	10社中	10社中	10社	10社中	10社中	10社	10社中	10社中	10社	10社中	10社中	10社	10社
	最高	最低	単純	最高	最低	加重	最低	最高	単純	最低	最高	加重	加重 平均
			平均			平均			平均			平均	十均
2020年 3月28日~4月3日	76. 4	4. 6	20. 9	11. 7	3. 5	7.8	0. 4	4. 2	2. 8	2. 6	8.6	5. 1	6. 5
4月4日~4月10日	72.8	4. 5	18. 3	12. 2	2. 5	7. 3	0. 3	4. 2	2. 8	2. 0	8. 9	4. 8	6. 0
4月11日~4月17日	72.8	4. 3	19.0	12. 1	2. 6	7.4	0. 3	4. 2	2. 8	1.8	9.3	4. 8	6. 0
4月18日~4月24日	76.5	4. 2	20. 3	12. 7	2. 5	7. 0	0.3	4. 2	2. 7	2. 0	9. 1	4. 5	5. 7

一般送配電事業者が指令をした調整力の電力量

(単位: GWh)

	\ +													<u>(平位:</u>	umii/					
	北海道電力東北電力		電力	東京電力PG		中部電力		北陸電力		関西電力		中国電力		四国電力		九州電力		沖縄電力		
	上げ	下げ	上げ 指令量	下げ	上げ	下げ	上げ	下げ	上げ	下げ	上げ	下げ	上げ	下げ	上げ	下げ	上げ 指令量	下げ	上げ	下げ
	ᄪᄪ	ᄪᆙᄪ	기타 IJ 또	1日 17 里	1日 17 里	ᄪᄪ	1日17里	1日 17 里	1日 17 里	11日11里	ᄪᆙᄪ	11日11里	11日11里		11日11里	ᄪ	ᄪᆝᄪ	ᄪᄪ	ᄪᄪ	ᄪᄪ
2020年 3月28日~4月3日	44	60	59	57	273	286	100	88	16	19	102	124	59	31	27	11	62	47	24	25
4月4日~4月10日	26	38	66	40	266	293	59	105	15	22	120	128	37	38	14	19	66	37	39	40
4月11日~4月17日	23	30	47	60	281	325	97	88	17	20	96	109	31	53	20	17	48	52	26	32
4月18日~4月24日	21	52	73	35	284	284	72	87	16	17	110	159	57	42	22	14	91	56	25	31

新たなインバランス料金制度を踏まえた収支管理のあり方等(まとめ)

- これまでの議論をまとめると以下のとおり。
- 一般送配電事業者のインバランス料金収入・支出については、それに対応するために指令した調整力のkWh支出・収入とをあわせて、どのような収支の状況にあるか確認できるよう、「インバランス収支」として収支計算書を毎年度、作成、公表することとする。
- 2022年度以降のインバランス収支の過不足については、託送収支に繰り入れ、託送料金を通じて調整することとする。
 - 具体的な調整方法については、今後行われる新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)の詳細設計の中で、検討する。
- なお、一般送配電事業者は、需給調整業務の透明性を高めるため、当該業務の実施状況に関する情報を、本日提案のあったとおり取りまとめ、毎月、作成、公表することとする。

2022年度以降のインバランス収支計算書のイメージ

